

2016年9月26日

Japan tax alert

EY税理士法人

英国2016年度財政法

EYグローバル・タックス・アラート・ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

www.ey.com/taxalerts

2016年度財政法が、2016年9月15日の女王裁可により、立法化されました。英国法人税率のさらなる引き下げ、英国における税務戦略の公表義務、将来における公開国別報告 (public CbCR) 義務に繋がりうる関連法規など、日本企業にとって重要な関連性を有する新たな諸規則・義務が数多く含まれております。

英国法人税率の引き下げ

2016年度財政法により、英国法人税の対象となる多くの企業に適用される主な法人税率は、現行の20%から、2017年4月1日以後は19%に、さらに、2020年4月1日以後は17%にまで引き下げられることとなります。

この法人税率の追加的な1%の引き下げは、Business Tax Roadmapにおいて強調されているように、政府の継続的な政策方針である税率の引き下げに沿うものであり、英国における投資を促進し、英国がG20において最低税率を維持することを意図しています。

実質的な制定日(IFRS及びUK GAAPに準拠する場合)、又は制定日(US GAAPに準拠する場合)以降に終了する会計期間については、繰延税金資産の取り崩しが予想される時期に応じて、異なる税率で繰延税金資産を計算する必要があります。今回の財政法では制定されていませんが、追加的に提案されている改正案として、欠損金控除の制限(5百万ポンドを超える英国課税所得の50%まで)、及びグループリリーフ規定の制限緩和が挙げられます。これらの改正案は、現在、コンサルテーションの手続き中ではありますが、2017年において導入される場合には、将来の納税予測及び繰延税金の計算についても検討が必要となります。

また、英国法人税率の19%/17%への引き下げは、(現行の)日本のタックスヘイヴン対策税制(外国子会社合算税制、以下「CFCルール」)の適用関係に対する影響が考えられます。日本企業は、英国子会社の日本のCFCルールに関するポジションを考慮すると同時に、日本のCFCルールの改正の動向を注視する必要があります。

税務戦略

2016年度財政法の中で、大企業に対し、英国における税務戦略の公表を義務化することが定められ、女王裁可後に開始する会計期間を対象として適用されます。

この義務は、英国における売上高が2億ポンド超又は総資産額が20億ポンド超のすべての企業に対して適用されます。また、こうした英国内の閾値を超えない企業も、全世界の総収入額が7億5千万ユーロを超え、国別報告書の提出が義務付けられる場合には適用対象となります。したがって、小規模な英国事業を有する日本の大企業も、この義務の適用対象となります。

公表すべき税務戦略には、以下の事項を含める必要があります。

- ▶ 英国での課税に係るリスクマネジメント及びガバナンスの仕組みに対する英国グループ会社のアプローチ
- ▶ 英国グループ会社のタックスプランニングに対する姿勢(英国での課税に影響する範囲内で)
- ▶ 英国グループ会社が許容できる英国での課税に係るリスクレベル
- ▶ 英国歳入関税庁(以下、「HMRC」)への対応方針

税務戦略は、毎年見直す必要があり、事業の複雑性に応じて詳細を適宜記載しなければなりません。

税務戦略に係る記載要件は大まかなため、開示する範囲は企業の裁量に委ねられます。企業は、税務戦略として公表する税務アプローチが、税務管理の実態と整合していることを証明し、また、その税務戦略を「運用可能」にし、企業文化に組み込む必要があります。

税務戦略は、単独の文書又はより包括的な文書の中の構成部分として、インターネットで公表しなければなりません。したがって、税務戦略を自社のウェブサイトで現在開示されている既存のCSRレポートの中に組み込むことも可能です。

情報開示を最小限度にし、各項目をより一般的な回答で済ませようと考えている企業に対して、HMRCは、ごく一般的な開示は当該企業が戦略について検討していないことを示しており、税務当局による将来のリスクレビューに際して考慮の対象にすると述べています。英国税務戦略の公表を怠った場合、又は税務戦略が2016年度財政法で規定された法令を遵守していない場合には、HMRCからの精査と併せて、7,500ポンドのペナルティーが企業に課せられます。

不透明・懸念事項

先に述べた通り、グループ全体の全世界の収入額が7億5千万ユーロ超ではあるが英国事業が非常に小規模な日本企業であっても開示対象となります。要件を緩和するデミニミスルールの提案は受け入れられませんでした。

また、明確に区別される複数の英国法人やサブグループがある場合には、どう対応すべきかについても懸念されております。このような場合に、1つの税務戦略がすべてに適合するとは限らないため、複数の戦略を公表することがより適切となる場合もあります。加えて、日本の企業グループは必ずしも英国独自のウェブサイトを作成していないため、どのウェブサイトにも戦略を公表すべきであるかという問合せもあります。この場合には、英国のサブグループを明示した上で、親会社のウェブサイトで公表するのが適切だと思われます。

国別報告書

2016年財政法は、英国財務省に対して、税務戦略と併せて国別報告書に関する公表義務(public CbCR)を導入することを決定する権限を与えています。これは、多国籍グループに対して、公表されているグループ税務戦略(税務戦略を公表することが義務付けられていることを前提として)の一部として、国別報告書を含めることを義務付ける規則を英国財務省が制定することを認めるものですが、強制的に制定させるものではありません。ここで公表義務の対象となりうる国別報告書とは、OECD BEPS行動計画13における勧告を英国国内法に導入した、英国歳入関税庁への提出が義務付けられている国別報告書と定義されます。

2016年度財政法は、国別報告書の公表についての期限や詳細な規定を定めていません。しかし、この財政法により、英国は、さらなる透明性の強化を推進していることとなります。

さらに、現在、EU加盟国に対して、国別報告書に関する公表義務(public CbCR)を導入するEU会計指令の改正案の議論も行われていますが、英国のEUからの離脱(Brexit)を前提とすれば、英国は、この改正後の指令を国内法に導入しないことになるかもしれません。

英国の国別報告書公表の期限は決定されてはおりませんが、新法令上では、国別報告書の公表を義務化することは、税務戦略の公表と併せて導入することが比較的、迅速かつ容易といえます。英国で事業を展開する日本企業にとって、将来において公表の可能性がある国別報告書をも視野に入れて、国別報告書の準備に着手する大きな契機となり得ます。

その他の改正

英国のEU離脱

2016年度財政法による諸改正は、英国政府が対英国投資の増加を推進し、EU内で最も企業に優位な税制を維持することを表しています。

英国のEU離脱を決定した国民投票により、英国のEUに対する関係に幾分かの不透明性がもたらされ、英国税務の影響を受ける日本の企業には懸念を抱かせる要因ともなっている可能性があります。英国がEUから実際に離脱する時期は、現時点では、早くとも2019年早々と考えられており、EU離脱による税務上の影響に関しては、今後のEUとの交渉の結果次第ということになります。

英国パテントボックス税制

2016年財政法には、知的財産(IP)に関する優遇税制を規定するOECDのBEPS勧告を遵守するためにパテントボックス税制を改正する規定が含まれております。

最も重要な変更点は、2016年6月30日以前の適格知的財産権(以下、「旧IP」)及び2016年7月1日以後の適格知的財産権(以下、「新IP」)の両者を含む、既得権保護の対象となる(旧税制の継続適用の対象となる)製品に関する規定です。製品の「価値」がすべて、もしくは、主として、旧IPに帰属する場合、あるいは、IPの権利の件数の合計に占める旧IPの権利の件数の割合が80%以上の場合には、製品から得られる所得は既得権の完全保護の対象となります。これには該当しませんが、旧IPの件数の割合が全体の20%以上80%未満の場合には、その割合に応じて、製品から得られる所得の既得権が保護されます。既得権保護の適用対象となる適格知的財産権を保有する会社は、当該基準に基づいて、将来的な製品パイプラインを再確認する必要があります。

これに対して、新税制の下では、自社による研究開発費支出の関連者への外注・取得IPに対する割合に基づいて計算される「研究開発費割合」によるパテントボックス税制の恩典は減少します。期待されていた通り、例外的な状況においては、「研究開発費割合」を増額することが認められます。適用可能な場合、企業は、正当かつ合理的な評価に基づき、自社又は委託会社が行う研究開発費に帰する知的財産権の価値の割合にまで、研究開発費割合を増額を選択することができます。しかしながら、OECDの勧告により、この選択には、32.5%の研究開発費割合が最低限必要とされます。

ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメント

2016年度財政法には、OECDのBEPS行動計画2の勧告によるベスト・プラクティスを導入するハイブリッド・ミスマッチ対策の新規定が含まれています。ハイブリッド・ミスマッチは、ある国で控除された金額が他のいかなる国においても課税されないケース(損金算入/益金不算入ミスマッチ)、又は2回以上控除されるケース(二重控除ミスマッチ)と定義されます。ハイブリッド・アレンジメントを有する日本企業グループの数は限定的と考えられています。

ロイヤルティ支払及び源泉所得税徴収

2016年度財政法は、ロイヤルティ支払及び源泉所得税徴収に関する3つの施策を規定しています。企業は、関連会社間のロイヤルティ支払に係る取決めに、租税回避行為の動機があるか否かを再確認する必要があります。そのような動機がある場合には、租税条約よりも国内法が優先して適用され、20%の源泉税が適用される可能性があります。この規定は2016年3月17日から適用開始され、かつ、この場合のロイヤルティの定義はより広義となります。

全体として、2016年度財政法によって導入された諸改正は、投資家にとって魅力的な税制を維持しつつ、透明性及びOECDのBEPS勧告との整合性を保持し、また、租税回避行為を困難とする税制となり、英国政府の意向に沿ったものといえます。この意味で、日本企業グループにとっては、潜在的には有利な税制となり得ますが、一方では、日本のCFCルール上のリスクの増大や報告義務及び開示義務の増加にもつながる可能性があります。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

ジョナサン・スチュワートスミス	パートナー	+81 3 3506 2426	jonathan.stuart-smith@jp.ey.com
ヨアヒム・ストッブズ	パートナー	+81 3 3506 2670	joachim.stobbs@jp.ey.com
武末 朝生	シニアマネージャー	+81 3 3506 2709	asao.takesue@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。

2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2016 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20160926

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp